

主題：スウェーデンのひとり親の住生活実態（1）

- 副題：共同親権の事例から見る育児負担軽減の可能性 -

大阪市立大学 氏名 葛西リサ（008094）

堀江 尚子（畿央大学・007626）

キーワード3つ：ひとり親、共同親権、住生活実態

1. 研究目的

日本のひとり親が貧困に陥る一因として、その養育負担がいずれかに重くのしかかるとい問題が挙げられる。この背景には、単独親権制を採用する日本の制度的事情がある。とりわけ、日本では、裁判所等を介さない協議離婚が9割を占め、この際、養育費支払いや面会交流を含む、今後の育児方針に関する取り決めをしないケースがほとんどである。また、養育費の取り決めをしているケースでも支払いが滞る場合は少なくない。他方、本稿で取り上げるスウェーデンでは、子どもの最善の利益は、2人の親によって等しくケアを受ける子どもの利益として解釈され、その利益の追求のための条項が法律に明記されている（千葉 2014）。子の利益を前提とした共同親権制の導入は、ひとり親の育児負担や育児コストの軽減や、子どもの福祉という観点から見ても有益と考えられるが、その導入に向けては多面的な検証が必要となる。そこで、本稿では、共同親権制を採用するスウェーデンを事例に、1) 共同親権による日常の育児の実態とそれが就労に与える影響、2) 養育に関する決定事項における両親の共同の実態に絞って検証する。

2. 研究の視点および方法

本研究では、スウェーデン、ストックホルム市内に居住する5名のひとり親世帯に対して、1～2時間程度の対面聞き取り調査を実施した。その概要については、表1に示す。

表1 調査対象者の概要

| No. | 性別 | 婚姻の状況 | 親権の状況 | 年齢 | 子の年齢 | ひとり親期間 |
|-----|----|-------|-------|-----|-------|--------|
| A | 女性 | 結婚 | 単独 | 40代 | 11歳 | 8年 |
| B | 男性 | 結婚 | 共同 | 40代 | 9歳、8歳 | 4年 |
| C | 男性 | サンボ | 共同 | 40代 | 13歳 | 13年 |
| D | 女性 | サンボ | 単独 | 40代 | 13歳 | 13年 |
| E | 女性 | 結婚 | 共同 | 30代 | 9歳、6歳 | 1年 |

注) サンボとはいわゆる同棲婚法（サンボ法）である。

なお、本研究では、共同親権による育児負担や育児コストの軽減の実態を明らかにすることから、対象者として、共同親権により子を養育している世帯（3世帯）、単独親権により子を養育している世帯（2世帯）を選定した。この2タイプを比較することで、共同親

権の実態やメリットがより明確に把握できると考える。なお、調査対象の選定にあたっては、現地コーディネーターの人選に一任した。

3. 倫理的配慮

本研究は畿央大学研究倫理委員会の承認を受けた。研究の対象となる人の個人の人権の擁護と個人情報の保護は厳守されること、研究によって生ずる個人の不利益、危険性、研究の趣旨、方法、研究上の貢献の予測について説明を行った後、研究協力への同意を得てインタビューを実施した。

4. 研究結果

共同親権に至った経緯について、全てが、共同で養育することが自然であり、いずれかが単独で養育するということは想定しなかったと回答している。関係の解消時に B、E は退去し、結婚時の住宅の近隣に新たな住まいを確保している。ストックホルム市内では、慢性的な住宅不足の状態が続いているため、B は知人宅にシェア居住という形態で入居し、E は、新たに持家を購入することで何とか住まいを確保していた。いずれのケースも1週間単位で子の養育を分担し、出張等のやむを得ない場合は、柔軟にシフトを調整していた。例えば、ケース C は、月曜に学校に迎えに行くと、その週は子と過ごす。翌週の月曜の朝に送迎を終えると、その週は自宅にて新たなパートナーと過ごすというペースが出来上がっていた。なお、全てのケースが子どものいる週は就労時間を短縮し、子のいない週に残務をこなすなど、メリハリのある生活ができる点にメリットを感じていた。養育コストに関しては、養育する週のコストを双方が負担する（B と C）、共有口座に月々定額を入金し、必要経費をクレジットカードで支払う（E）という方法が確認された。なお、共同で子を養育するためには、両親の密なコミュニケーションが必要となる。B は、週に 3~4 回、SNS 上で互いのパートナーも含めたやり取りをしている。E は、必要に応じて適宜連絡を取り合っており、週に1度は家族での食事会を開催していた。但し、B については、コンタクトを取るたびに言い争いとなる等、うまくコミュニケーションが取れないという課題を抱え、元パートナーが親権奪回の裁判を起こすという事態に陥っていた。

なお、A と D はやむを得ない事情から単独で子を養育していたが、ダブルインカムが常識の社会で、1人で子を養育することは経済負担が大きいと回答しており、育児のために就労時間を短縮せざるを得ないなどの課題を抱えていた。

5. 考察

スウェーデンの事例から、共同親権による両親の平等を前提とした子育ては、育児負担、育児コストの軽減に大きく寄与している事実が明らかになった。但し、わが国においてこれを導入するためには、男女の育児参画を前提とした、就労環境の整備が不可欠となる。加えて、離婚後の両親の良好なコミュニケーションをどのように維持するかが大きな課題となる。なお、共同親権による子育ては、親側の負担の軽減にはつながるが、双方の家を行き来する子の負担等も考慮されなければならない。この検証を今後の課題としたい。